

認知症対応型共同生活介護 グループホーム日下部 運営規程

制定	平成19年10月	1日
改定	平成25年4月	1日
改定	平成27年10月	1日
改定	平成28年4月	1日
改定	平成29年1月	1日
改定	平成30年4月	1日
改定	令和3年10月	1日
改定	令和4年1月	1日
改定	令和6年4月	1日

(事業の目的)

第1条 医療法人社団恵慈会（以下、「事業者」という。）が開設するグループホーム日下部（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護事業（以下、「共同生活介護」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な共同生活介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 本事業は、要介護者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において家庭的な環境の下に入居者の自由性を最大限に尊重し、人間としての尊厳をもって生きられるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとします。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 共同生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

名 称	認知症対応型共同生活介護	グループホーム日下部
所在地	千葉県香取市府馬	3490 番 1

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1人（常勤兼任）
従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行います。また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
- (2) 看護師 1人(非常勤兼任)
利用者を看護します。
- (3) 計画作成担当者 1人（常勤兼任）
ケアプランの策定をします。
- (4) 介護職員 3人（常勤専従）
利用者の介護をします。

(入居定員)

第5条 事業所の入居定員は9人とします。

(設備に関する基準)

第6条 事業所は、1箇所の共同生活住居を有します。

2 事業所の各共同生活住居の居室及び定員を以下に定めます。

- (1) 居住者は各居室に居住者名をかかげます。
- (2) 居住者は各居室に住民票を移すことができます。
- (3) 居住者は各居室に1人で居住します。

(受給資格等の確認)

第7条 事業所は、サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有効期間を確認します。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供します。

(入退居)

第8条 共同生活介護は、要介護認定審査を受けた要介護者であって認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供します。

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の症状を有する者であることの確認を行います。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。
- 4 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとします。
- 5 入居者の退居の際には、入居者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとします。
- 6 事業者は、入居者の退居に際しては、入居者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとします。

(入退居の記録の記載)

第9条 事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、入居者の被保険者証に記載します。

(介護等)

第10条 介護は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこととします。

- 2 適切な方法により入居者の希望に基づいて可能な限り毎日入居者を入浴させ、または清拭します。
- 3 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- 4 おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換します。
- 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
- 6 日勤帯においては各共同生活住居において、常時1人以上の介護従事者を配置するものとします。
- 7 事業者は、入居者に対して、当該共同生活住居における介護従事者による介護を基本とするものとします。

8 入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と介護従事者が共同で行うように努めます。

(相談及び援助)

第 11 条 入居者またはその家族に対して、その求めに応じて適切に応じるとともに、必要な助言その他の情報提供を行います。

(共同生活介護計画の作成)

第 12 条 管理者は、計画作成担当者に、共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した共同生活介護計画を作成します。
- 3 計画作成担当者は、それぞれの入居者に応じた共同生活介護計画の作成し、入居者又はその家族に対してその内容について説明します。

(共同生活介護の取り扱い方針)

第 13 条 共同生活介護は、入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行います。

- 2 共同生活介護は、入居者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、配慮して行うように努めます。
- 3 共同生活介護は、共同生活介護計画に基づき、入居者の自由を最大限尊重し、尊厳をもって生活できるよう、配慮して行います。
- 4 共同生活住居における介護従事者は、共同生活介護の提供に当たっては、入居者が主人公である事を念頭に懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- 5 共同生活介護の提供に当たっては、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。
- 6 事業者は、自らその提供する共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めます。

(調査への協力)

第 14 条 事業者は、提供した共同生活介護に関し、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うよう努めます。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 15 条 入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めます。

- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行します。
- 3 事業所は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

(入居料等の受領)

第 16 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する共同生活介護を提供した際には、

その入居者から入居料の一部として当該共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該共同生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を除いて得た額の支払いを受けるものとします。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない共同生活介護を提供した際にその入居者から支払いを受ける入居料の額と、共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにし、徴収します。
- 3 前2項のほか、入居者が負担することが適切とみとめられる費用は、別途料金表のとおりとします。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又その家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明をし、入居者又その家族の同意を得るものとします。

(入居料に含まれない費用)

第17条 前条に規定される入居料には、協力医療機関等から提供される医療及び、指定居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の費用は含まれません。

(入居資格の確認)

第18条 入居者は入居申込に際して、被保険者証を提示し、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の期間を明らかにしなければなりません。

(保証人の設定)

第19条 入居者は入居申込に際して、事業所が用意する入居申込書、サービス提供契約書に署名捺印して提出するとともに、適切な保証人を立てて報告しなければなりません。

(日課の励行)

第20条 入居者は、介護計画作成担当者が作成した共同生活介護計画に基づいた日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければなりません。

(外出及び外泊)

第21条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出ることにします。

(健康保持)

第22条 入居者は、健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は特別な理由がない限り受診するものとします。

(衛生保持)

第23条 入居者は、居室の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力しなければなりません。

(禁止行為)

第24条 入居者は、事業所内で次の行為をしてはいけません。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- (6) 同時に入居している他の入居者に関する秘密を漏らすこと。

2 上記各項に規定する事項は、入居者の家族にも適用します。

(退居の勧告)

第 25 条 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻回に繰り返す場合にあっては、事業者は入居者及びその保証人に退居を勧告する場合があります。

2 サービス提供契約書及び共同生活介護計画に規定されたサービスを受けた入居者が、故意または重大な過失により事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費用等を指定する期限のうちに納めなかった場合には、保証人にその旨を報告し退居を勧告する場合があります。

3 入居者が指定共同生活介護の対象でなくなった場合、または保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討します。この結果により退居を勧告する場合があります。

(入居者に関する保険者への通知)

第 26 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者である市町村に通知します。

- (1) 正当な理由なしにサービス入居に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(衛生管理等)

第 27 条 入居者の使用する居室、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

2 共同生活住居において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

(身体拘束の禁止)

第 28 条 事業者は、当該利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。

2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束等適正化委員会を中心に十分な検討を行い、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行います。

3 身体拘束等適正化のため対策を検討する身体拘束等適正化委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ります。

4 介護従業者その他の従業者に対し、身体拘束等適正化のための研修を定期的実施します。

(虐待の防止)

第 29 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底する。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するために従業者に対して定期的に研修を実施する。
 - (4) 適切に措置を実施するための担当者を管理者とする。
- 2 事業者は、サービス提供中に当該従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（秘密保持等）

- 第 30 条 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密保持を厳守しなければなりません。
- 2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければなりません。
 - 3 指定居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者またはその家族の同意を得ることとします。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

- 第 31 条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなりません。
- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはなりません。

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第 32 条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従事者等の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得ます。

（提供拒否の禁止）

- 第 33 条 事業者は、正当な理由なく共同生活介護の提供を拒んではなりません。

（要介護認定等の申請に係る援助）

- 第 34 条 共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない入居申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該入居申込者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- 2 事業者は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該入居申込者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前になされるよう必要な援助を行います。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

- 第 35 条 法定代理受領サービスに該当しない共同生活介護に係る入居料の支払を受けた場合は、提供した共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対し交付します。

(広告)

第 36 条 共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはなりません。

(緊急時の対応)

第 37 条 介護従業者は、共同生活介護の提供を行っているときに、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第 38 条 入居者に対する共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族、当該入居者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします。

(非常災害対策)

第 39 条 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成します。

2 非常災害に備え、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練等を行います。

(勤務体制の確保等)

第 40 条 入居者に対して適切な共同生活介護を提供できるよう、従業者の体制を定めます。

2 前項の介護従事者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮します。

3 介護従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

(地域等との連携)

第 41 条 共同生活介護事業の運営に当たっては、地域住民または住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

(協力医療機関等)

第 42 条 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

(掲示)

第 43 条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関等、入居料その他のサービスの選択に資する重要事項を提示します。

また、事業者は重要事項に関する情報を web サイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に、掲載・公表する事とする。

(記録の整備)

第 44 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 入居者に対する共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

(苦情処理)

第 45 条 提供した共同生活介護に係る入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。

2 提供した共同生活介護に関し、介護保険法第 23 条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出・提示を求め又は当該市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

3 提供した共同生活介護に係る入居者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行うこととします。

(会計の区分)

第 46 条 共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分します。

(管理者の責務)

第 47 条 従業者の管理及び共同生活介護の入居の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとします。

2 管理者は、従業者に運営規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとします。

(その他)

第 48 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団恵慈会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

平成 27 年 10 月 1 日から施行します。

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

平成 29 年 1 月 1 日から施行します。

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

令和 3 年 10 月 1 日から施行します。

令和 4 年 1 月 1 日から施行します。

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。